

京都産業大学新聞綱領

京都産業大学新聞は、「公正かつリベラルであること」を編集理念とする綱領を昭和52年12月12日に宣言して復刊を果たした。現在に至り、時代的背景は復刊当時から大きく様変わりした。これまでの編集理念を引き継ぎつつ、新たな綱領をここに定める。本紙は、最大限に本紙読者の利益を追求し、京都産業大学及び京都産業大学学生、ひいては社会全体の発展に寄与することを目的とする。本紙は、報道において公正かつリベラルであることを原則とし、下記の事項を実践することをここに宣言する。

記

- 1 本局は、公正に真実を追究し、信頼ある報道を行う。
- 2 本局は、民主主義に基づく報道倫理を遵守し、特定の主義、思想に偏らない。
- 3 本局は、勇気と責任の下にあらゆる価値判断を議論によって決める。
- 4 本局は、本学と本学学生及び社会の未来を提唱する。

以上

平成21年3月5日

京都産業大学新聞局



京都産業大学新聞局規約

第1章 総則

- 第1条 【名称】本局は、京都産業大学新聞局(以下本局と記す)と称す。
- 第2条 【地位】第1項 本局は、京都産業大学(以下本学と記す)の課外活動団体である。
その活動は、本学が別に定める課外活動規程のほか、関連する諸規定に沿って行われる。
- 第2項 本局は、本学の課外活動団体の連盟その他に属さない独立団である。
- 第3条 【所在】本局は、その本部を本学学内に置く。
- 第4条 【構成員】本局は、本学学部生を主な構成員とし、その構成員を局員と称す。
また本学課外活動規程に則り、構成員として顧問および相談役を置き助言を求めることができる。

第2章 活動

- 第5条 【目的】本局は、本学の課外活動の一環として活動を展開する。その活動を通して以下の目的の達成を目指し、いずれも損なわない。
- 第1項 本学学生および本学と社会の発展に寄与する。
- 第2項 活動を通して、最大限に本紙読者の利益を追求する。
- 第3項 局員の幸福を追求する。
- 第6条 【活動】第1項 本局は、第5条の規定に基づき京都産業大学新聞を発行する。
- 第2項 本局は、第5条の規定の範囲内で、本条第1項以外の活動を展開することができる。
- 第7条 【編集理念】本紙の編集理念は、公正かつリベラルであることを原則とする。また局外へ宣言するために本条と第5条に則って定めた京都産業大学新聞綱領を別に定める。

第3章 局員

- 第8条 【局員】局員とは、第12条および第13条の規定に基づき本局に在籍する本学学生をいう。また、局員は、本局が認める場合を除いて、他団体との重籍を認めない。
- 第9条 【地位保証】本局は、本規約の規定する範囲内において、本局の局員の地位を保証する。何人も、不当な手段によって局員の地位を犯すことは認められない。
- 第10条 【局員の義務】第1項 局員は、本局が定める諸活動に参加する義務を負う。
- 第2項 局員は、本規約および本局が別に定める諸規定を尊重し、その遂行に努力する義務を負う。
- 第3項 局員は、本局の諸活動を監視する義務を負う。
- 第11条 【局員の権利】第1項 局員は、いかなる思想も強要されず、いかなる場合も自由に発言と行動を行う権利を有する。
- 第2項 局員は、第6章に規定する総会において、その議決に参加する権利を有する。
- 第3項 局員は、本局の活動に参加する機会を平等に受ける権利を有する。
- 第4項 局員は、そのほか本局が別に定める諸規定に基づく権利を有する。
- 第12条 【入局】第1項 本局への入局は、本学および志学会が定める正当な手続きによつてのみ認められる。
- 第2項 入局資格を保持する者は、原則として、本学学部生の1年次生および2年次生に限られる。
- 第3項 入局には、第6章に規定する総会による過半数の承認を必要とする。
- 第4項 局員の入局は、総会の承認に基づき局長によって発動される。
- 第13条 【退局】第1項 局員は、自らの希望によって退局することができる。
- 第2項 退局を希望する局員は全ての業務を代行者に引継ぎ、本局の運営に支障が無いよう取り計らわなければならない。
- 第3項 以下の項目に該当する者は、局員の資格を失効し、退局となる。
- 1) 本学を卒業した者。
 - 2) 本学学部の入学から5年以上となる者。ただし2年次に本学に転入した者は転入から4年以上となる者。
 - 3) 本人の瑕疵、または本人の希望によって本学の学籍を取り消された者。
- 第4項 以下の項目に該当する者は、第6章に規定する総会の決議により、退局勧告の対象となる。
- 1) 本学または本局の名誉を傷つけた者。
 - 2) 本局の諸活動への参加を著しく怠った者。
 - 3) 第10条に定める局員の義務の遂行を怠った者。
 - 4) 第11条に定める局員の権利を侵害した者。
- 第5項 局員の退局は、本人の請求または退局勧告に基づき局長によって発動される。
- 第14条 【休局】第1項 局員は、自らの希望によって随時休局することができる。
- 第2項 休局を希望する局員は全ての業務を代行者に引継ぎ、本局の運営に支障が無いよう取り計らわなければならない。
- 第3項 休局中の局員は、第10条の定める局員の義務の遂行を免除される。
- 第4項 休局中の局員は、第11条の定める局員の権利を保障される。
- 第5項 正当な理由なく、長期間休局を続けた者は、第13条第4項の2)に定める退局勧告の対象となる。
- 第6項 局員の休局は、本人の請求に基づき局長によって発動される。
- 第7項 休局した局員の復局は、本人の請求に基づき局長によって発動される。

第4章 機関

- 第15条 【常設機関】本局は、本規約が効力を有する期間において、以下の機関を常設する。
- 1) 会計部

- 2) 総務部
- 3) 編集部
- 4) 情報宣伝部
- 5) 広告マネジメント部
- 6) 電子企画部

第16条 【臨時機関】 本局は第15条に定める機関のほか、第6章に規定する総会の議決をもって臨時機関を設置することができる。

第17条 【機関の活動】 第15条および第16条に定める機関は、ほかの諸機関や局員の権利を侵害しない範囲において、自由に活動することができる。

第18条 【機関の権利】 第15条および第16条に定める機関は、総会によってその機関に委任された活動の範囲で本局を代表する権利を有する。

第19条 【機関の限界】 第15条および第16条に定める機関は、第6章に規定する総会の議決なしに、その機関に委任された活動の範囲を超えることはできない。

第20条 【機関の構成】 第15条および第16条に定める機関は、局員によって構成されなければならない。ただし、第16条における臨時機関については、第6章に定める総会の議決をもって、局外の学生、教職員または一般者を採用することができる。

第21条 【機関の代表】 第15条および第16条に定める機関は、その機関の代表を置き、その代表者を部長と称する。各機関の部長は、局員でなければならない。

第22条 【機関の責任】 第15条および第16条に定める機関の代表者および構成員は、その活動において直接的責任を負う。ただし、編集長については第29条の規定を優先する。

第23条 【機関の確認】 第15条および第16条に定める機関は、新年度人事発効ののち、その編成と活動の範囲を総会で確認される。

第5章 代表・役員・幹部

第24条 【役員】 本局には、本規約が効力を有する期間において、以下の役員を常設する。

- 1) 本局の代表として、局長を常設する。
- 2) 局長の補佐、または代理として、副局長を常設する。
- 3) 大学及び志学会への会計手続きの責任者として、会計主務を常設する。会計主務は会計部長がこれを兼ねる。
- 4) 本局における庶務の代表者として、総務主務を常設する。総務主務は総務部長がこれを兼ねる。
- 5) 本紙の編集責任者として、編集長を常設する。編集長は編集部長がこれを兼ねる。
- 6) 学生議会における本局の代表として、代表議員を常設する。

第25条 【代表権】 局長は、本局の代表権を有する。また、その活動に最終的な責任を負う。

第26条 【代表代理権】 副局長は、局長の代表代理権を有する。副局長は、局長の指示に基づき代表権の委託を受けることができる。とともに、局長が欠けたときは、代表権を臨時に委託される。

第27条 【財政権】 会計主務は、本局の財政を管理・運営する権利を有する。また、その財政に最終的な責任を負う。

第28条 【発行権】 局長は、本紙の発行責任者であり、本紙の発行に最終的な責任を負う。

第29条 【編集権】 編集長は、本紙の編集責任者であり、本紙の編集に最終的な責任を負う。

第30条 【拒否権】 局長、副局長、会計主務および編集長は、第25条、第26条、第27条、第28条および第29条に定められる公的責任の履行に必要と認められる場合は、第15条および第16条に定める諸機関の決定や、第6章に定める総会の議決を拒否する権利を有する。ただし第35条に定める罷免に対してはこの限りでない。

第31条 【幹部】 第1項 第21条に定める部長および第24条に定める役員をもって、本局の幹部とする。

第2項 幹部は、本局の活動に責任を負う。

第3項 幹部は、いかなる場合も、総会の議決なしに、本局全体の意志を決定する書類に署名・捺印することはできない。ただし、局長においてはこの限りではない。

第32条 【幹部の任命】 幹部の任命は、第9章に定める人事規則に基づいて行われる。

第33条 【幹部の任期】 幹部の任期は当該1年度限りとし、次年度の幹部に引き継ぎ次第、その職務を失効する。

第34条 【幹部の欠員】 幹部に欠員が生じた場合は、第6章に定める総会の決議に基づき、その次席の者を臨時代理に任命する。

第35条 【幹部の罷免】 幹部の罷免には、第6章に定める総会において、全局員の5分の4以上の賛成を必要とする。

第6章 総会

第36条 【総会の地位】 総会は、本局の意志を決定する常設最高議決機関であり、その議決の内容は、本局のすべての活動において尊重されなければならない。

第37条 【内規の制定】 総会は、本局内唯一の内規制定の権利を有する機関である。総会の議決なしに発行された内規は、その一切の効力を有しない。

第38条 【総会の構成】 総会は、局員全員によって構成される。また、局員は、総会に出席する義務を負う。

第39条 【発言の自由】 局員は、総会において自由に発言する権利を保障される。

第40条 【常会】 総会は、原則として週1回これを招集する。

第41条 【臨時会】 総会は、局長または全局員の過半数の要請があった場合、議長が全局員に通知し、これを招集する。

第42条 【議長】 総会の議長は局長とする。議長は第40条および第41条に基づきこれを招集する。

第43条 【定足数】 総会は、全局員の3分の1以上の出席がない場合、議事を議決する権利を失効する。

第44条 【表決】 総会における議事は、出席局員の過半数をもってこれを決議する。ただし、本規約の特別な定めにかつて議事については、それらの項目が優先される。

第45条 【再議決】 総会は、第30条の規定に基づき、局長、副局長、会計主務および編集長が拒否権を行使した場合、出席局員の3分の2以上の議決をもってこれを失効させることができる。

第7章 代表者会議

- 第46条 【代表者会議】 本局は、総会の補佐的な議決機関として、代表者会議を局長の判断で随時設置できる。
- 第47条 【会議の構成】 代表者会議は、第31条に定める幹部全員によって構成される。幹部または幹部に委託された局員は、代表者会議に出席する義務を負う。
- 第48条 【緊急表決権】 代表者会議は、その議事が緊急性を有する場合、第6章に定める総会の議決にかわって本局の意志を決議することができる。代表者会議における緊急の決議は、局長によって総会に報告され、その事後に承認を得なければならない。
- 第49条 【議会の招集】 代表者会議は、第31条に定める幹部の要請を受け、局長によって幹部全員に通知され、招集される。
- 第50条 【定足数】 代表者会議は、その過半数の出席がない場合、議事を議決する権利を失効する。
- 第51条 【表決】 代表者会議における議事は、出席者の5分の4以上の賛成をもってこれを決議する。ただし、本規約の特別なために該当する議事については、それらの項目が優先される。

第8章 財政

- 第52条 【財政】 本局の財政は、当該年度における予算の範囲内で行われる。
- 第53条 【収入】 本局の財政収入は、以下の細目に規定される。
- 1) 当該年度の志学会配布クラブ予算
 - 2) 当該年度の広告収入
 - 3) 当該年度の本紙の定期購読収入
 - 4) 当該年度の部費
 - 5) 前年度繰越金および長期積立金
 - 6) その他、正当な活動によって得た収入
- 第54条 【支出】 本局の財政支出は、以下の細目に規定される。
- 1) 本紙の編集活動に関連する支出
 - 2) 第4章に定める諸機関の活動に関連する支出
 - 3) 第5章に定める代表・役員・幹部の活動に関する支出
 - 4) その他、本局が必要と認めた支出
- 第55条 【予算配分権】 本局の予算を配分する権利は、会計部がこれを有する。
- 第56条 【財政の原則】 本局の財政は、本局および局員全員の利益のために行われなければならない。その使用は局員の総意に基づくもので、個人または一部の局員の利益や、公務の範囲に属さない外部団体の事業への寄付、融資、その他のそれらに準ずる支援のために用いてはならない。
- 第57条 【財政の報告】 会計部は、本局の財政を局員に報告する義務を負う。

第9章 人事

- 第58条 【人事権】 第1項 人事は、臨時に定める選考委員会によって選考、決定される。
第2項 選考委員会は、原則として当該年度の4年次生のすべてまたはその一部によって構成される。
- 第59条 【人事の発効】 人事の発効には、第58条に定める選考委員会の決定に基づき、局長によって第6章に定める総会に報告され、選考委員を除く全局員の3分の2以上の議決を必要とする。

第10章 更新・改正

- 第60条 【規約の更新】 本規約は、新年度の人事が発行された以降に総会の決議をもって更新されなければならない。
- 第61条 【規約の改正】 本規約の改正には、局員の発議をもって作成された草案に対し、第6章に定める総会において全局員の5分の4以上の賛成を必要とする。

第11章 最高法規

- 第62条 【規約の本質】 本規約は、局内のみ適用されるものであり、その内容は個人の思想や考えを制限するものではない。また、本規約は日本国が定める憲法、法令および命令、詔勅と、本学が定める諸規定の範囲を超えない。
- 第63条 【最高法規】 本規約は、本局の最高法規であり、その内容に反する諸規定、命令およびそれらに準ずる行為は、その一切の効力を有しない。

附則

- 本規約は昭和58年5月1日よりその効力を有す。
本規約は平成3年1月16日よりその効力を有す。
本規約は平成10年12月1日よりその効力を有す。
本規約は平成11年12月15日よりその効力を有す。
本規約は平成21年3月5日よりその効力を有す。
本規約は平成22年11月15日よりその効力を有す。

